

社会福祉法人足立区社会福祉協議会

施策評価マニュアル（改訂）

平成 30 年 4 月

福祉事業部 企画経営課

はじめに

本会では、平成 19 年度に足立区地域福祉活動計画（住民活動計画）を策定し、その翌年には、社協発展強化計画（社協事業計画）を策定するとともに事務事業評価を導入し、事務改善等に努めてきた。また、事務事業評価に社協発展強化計画の進行管理機能を持たせることで、本会が行う様々な活動の進捗状況を示す一つの手段として一定の成果をあげてきた。

しかし、一方で本会の財政状況は、年々厳しい状況となり、資金の取り崩しを行うなど、責任のある財政運営を確保することが困難となっている。

健全な財政運営を維持するためには、現行の事務事業評価に外部評価制度を導入し、客観的な立場から評価・検証を行い、本会が担うべき事業領域の見極めや既存事業の見直し、更なる効率性の確保等に努めていく必要がある。

1 活動評価の目的

(1) 区民に対する説明責任と参加・協働の推進

活動の目標や成果、改善内容等を区民に明らかにすることで説明責任を果たし、活動の透明性を高め、区民との新たな協働体制を確立する。

(2) 成果を重視し重点項目を中心とした発展強化計画の進行管理

施策、事務事業の指標を設定し、その数値の達成度を測定・把握することで、「どれだけ仕事をしたか」ではなく、「どれだけ成果があがったか」という視点で計画の進行管理を行う。

(3) PDCA のマネジメントサイクルを確立した法人の経営

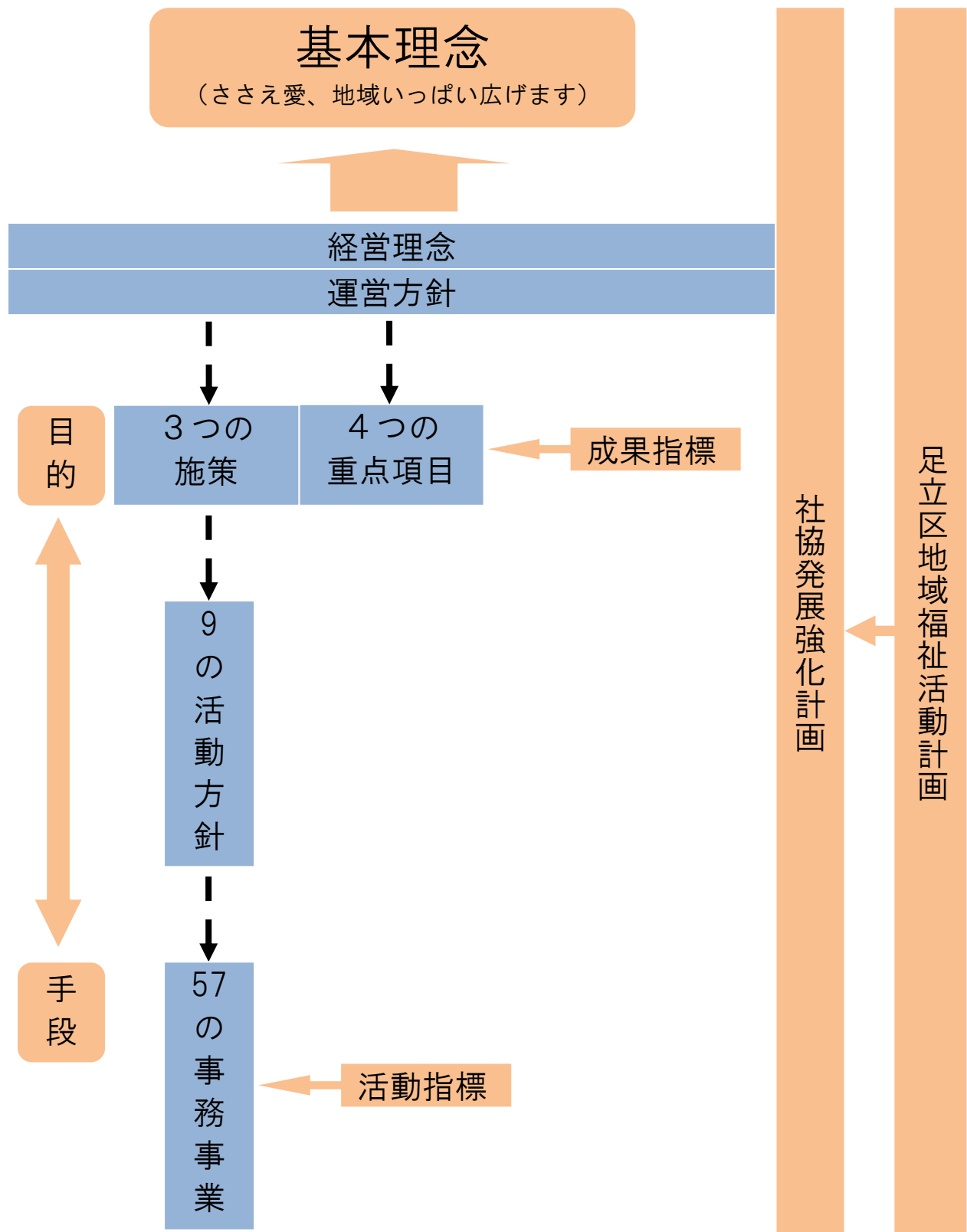
単に評価すること自体が目的ではなく、評価結果に基づき、施策や事務事業の改善、効率的な執行体制を図るための組織改編など、法人の経営改善・改革に繋げる。

(4) 職員の意識改革と政策形成能力の向上

評価を通して、区民が何を求めているか、現状のままでよいかを常に考え、行動できる職員の育成を図り、施策形成能力の向上に繋げる。

2 施策体系の概念

(1) 体系の概念図



(2) 施策と活動方針

3つの施策と9つの活動方針を設定している。

施策	活動方針
安心できる暮らしをサポートしていきます	ひとりひとりにあったサービスの提供
	権利擁護の推進
	生活課題への支援
ささえあえるまちづくりを支援します	ネットワークの整備
	福祉人材の育成
	福祉活動への支援
社協らしさを発揮し、より自律した法人運営を目指します	情報発信・共有
	財源確保
	人材育成・執行体制の強化

(3) 事務事業

区民に最も身近な様々なサービスを提供する等の具体的な事務や事業を「事務事業」としている。「事務事業」は、上位の「施策」を実現するための手段であり、「施策」と「事務事業」は、目的と手段の関係となる。

(4) 重点項目

現下の社会状況や地域課題を踏まえ、未来への道標として、今すぐすべきことを「重点項目」として以下の4つを設定した。

重点項目1	地域包括ケアシステムと連動した地域の連携づくり
重点項目2	災害時における支援体制づくり
重点項目3	子どもの貧困対策としての居場所づくり
重点項目4	必要な情報が発信・共有できる仕組みづくり

4 評価結果の活用

(1) 評価の内容と評価方法

区分	事務事業評価	施策（重点項目）評価
評価内容	<p>事務事業毎において「何をどのくらい行ったか」、「効果的・効率的に事務事業の執行が行われたか」という視点から評価を行う。</p> <p>具体的には、事務事業毎にどの程度の資源が投入され、どのような結果が生み出されたかを客観的に測る「活動指標」を設定し、その実績値を経年的に測定することにより評価を行う。</p>	<p>施策毎において「どれくらいの成果が上がったか」の視点から評価を行う。</p> <p>具体的には、施策毎に施策目的がどの程度達成されたかを客観的に測る「成果指標」を設定し、その実績値を経年的に測定することにより評価を行う。</p>
指標	<p>基本的に活動指標は、事務事業の活動量やその結果などが測れるものを設定する。指標の変更等は、シート作成時に理由を付し設定する。</p>	<p>基本的に成果指標は、区民生活や区民意識、行動の変化などが測れるものを設定する。</p>
評価の対象	全事務事業	全施策
一次評価者	所管課長（全事務事業）	所管部長（全施策）
二次評価者	常務理事・事務局長・部長（全事務事業）	常務理事・事務局長・所管外の部長（全施策）
三次評価者	外部委員（独自事業から3つ程度の事業を選出）	外部委員（施策、または重点項目を選出）
評価結果	<p>評価結果は、上位目的の達成という視点から、より効果的、効率的な事業内容・体制への改善、投入する資源の増減を行うことで反映する。</p>	<p>評価結果は、成果の向上が得られない場合には手段である事務事業の見直しや統合・廃止を行うことで反映する。</p>

(2) 法人活動のマネジメント

施策や事務事業の評価をもとに、目標の達成に向けて改善等を行うとともに、発展強化計画の進行管理の手段として活用する。また、事務事業の拡充・縮小・廃止・統合などの取り組みを行うことで、より効果的な予算配分に努める。

(3) 外部評価委員会の評価対象について

評価については、発展強化計画に定める重点項目と寄附金や会費からなる独自事業を重点に喫緊の課題解決等に向け、評価委員の意見を反映し、事務改善等を図る。

(4) 社協発展強化計画と連動した施策評価の実施

施策は成果が表れるまで複数年かかることから、年度単位での評価はせず、計画の見直し時期等に併せ、必要に応じて実施する。評価結果については、施策・事業の改善・改革と施策体系や指標の整理等に活用する。

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
社協発展強化計画	←	---	---	---	---	→	←	---	---	---
評価時期の目安				●						●

(5) 運用体制

部内評価 【6月下旬から7月上旬】

事務事業評価
個票作成←担当職員
総合評価←担当課長

施策・重点項目評価
調書作成←担当課長
総合評価←担当部長

幹部評価 【7月上旬から7月下旬】

幹部評価

監査会

外部評価 【7月下旬から8月下旬】

外部評価

理事会